

令和5年度奈良県感染症発生動向調査事業業務委託について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので、公告します。

令和5年2月24日

奈良県福祉医療部医療政策局長



1 業務の概要

(1) 業務名

令和5年度奈良県感染症発生動向調査事業

(2) 目的

本事業は、感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）にもとづき、感染症の発生情報を正確に把握

・分析し、その結果を県民や医療関係者への的確に提供・公開することを目的とする。

(3) 委託内容

別添「令和5年度奈良県感染症発生動向調査事業委託業務仕様書」のとおりとする。

(4) 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

(5) 委託料上限額

3,907,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、当該事業に要した経費の実支出額と契約金額とのいずれか低い額を受託者に支払うものとする。

※国の補助金等の状況により、契約内容を変更する場合がある。

※新型コロナウイルス感染症の発生等により本業務の遂行に支障がでる場合は、業務内容及びそれに伴う経費積算の変更について県と協議を行い、県が決定する。

(6) 契約方法

随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

県が企画提案を公募し、その内容を審査した結果、最優秀提案者を随意契約相手方の候補者とする。（公募型プロポーザル方式）

(7) 留意事項

本業務の実施については令和5年度予算成立を条件としているため、予算成立状況により、契約を行わない場合や委託金額、委託期間等を見直した上で再募集を行う場合がある。なお、この場合においても、本事業の受託者募集に要した経費を請求することはできない。

2 参加資格

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による会社更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改

正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- ③ 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- ④ 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑤ 奈良県の物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 7 年 12 月奈良県告示第 425 号）による競争入札参加資格者名簿に登録している者にあっては、参加申込書提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でないこと。
- ⑥ 公告日から過去 5 年以内に国、地方公共団体（国または地方公共団体が設立する独立行政法人を含む。）から公募に付す委託業務と同種又は類似業務（動向調査、統計、連絡調整、システム維持管理、研修会や会議の企画運営の全て）を受託し、誠実に履行した実績があること。

3 失格事項

- （1）「2 参加資格」に定めた資格が備わっていないとき。
- （2）提出のあった提案書等が様式及び記載すべき事項に適合せず、県の定めた期日までにその補正に応じないとき。
- （3）提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- （4）提案書等の受付期限までに所定の書類が揃わなかったとき。
- （5）委託上限額を超える見積書が提出されたとき。
- （6）一以上の評価項目について記載がなかったとき。
- （7）その他不正な行為があったとき。

4 手続等

- （1）公募型プロポーザル説明書等の交付期間
令和 5 年 2 月 24 日（金）から令和 5 年 3 月 10 日（金）午後 5 時まで
- （2）公募型プロポーザル説明書等の交付方法
次の書類を奈良県ホームページに掲載します。
(奈良県ホームページのトップページ→県の組織→疾病対策課→新着情報)
 - ・令和 5 年度奈良県感染症発生動向調査事業委託業務仕様書
 - ・令和 5 年度奈良県感染症発生動向調査事業公募型プロポーザル説明書
 - ・参加申込書
 - ・様式 1 ~ 5

(3) 参加申込書の提出期限

令和5年3月10日（金）午後5時（必着）

(4) 企画提案書の提出期限

令和5年3月17日（金）午後5時（必着）

(5) 質問票の提出期限

令和5年3月3日（金）午後5時（必着）

5 受託者の選定

4の(1)により配付する公募型プロポーザル説明書に示すところによる。

6 契約の不締結

契約候補者の特定後、契約の締結までに契約候補者が下記のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- (1) 役員等が暴力団員であるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等がその属する法人等、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団員又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 上記(3)及び(4)に掲げる場合のほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) 下請契約等に当たり、上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記(6)に該当する場合を除く。）において、奈良県が契約の相手方に対して当該下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- (8) 奈良県が発注する物品購入等の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

7 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が6(1)から(8)までのいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、契約の相手方に損害賠償義務が生じる。

8 その他

本事業の実施については令和5年度予算成立を条件としているため、予算成立状況により契約を行わない場合や委託金額、委託期間等を見直した上で再募集を行う場合がある。なお、この場合においても本事業の受託者募集に要した経費を請求することはできない。

9 手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県庁舎主棟3階

奈良県福祉医療部医療政策局疾病対策課感染症係

(電話) 0742-27-8612 (FAX) 0742-27-8262